

令和2年度 第10回豊能町教育委員会会議（2月定例会）会議録

日 時： 令和3年2月22日（月） 午後1時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	富永 彰一
事務局：	こども未来部長	八木 一史
	教育総務課長	入江 太志
	義務教育課長	吉澤 亘
	こども育成課長	竹内 弘明
	生涯学習課長	中谷 康彦
	義務教育課主幹兼	
	保幼小中一貫教育推進室長	峯 亜希子
	教育総務課	岡 篤史

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第13号議案 豊能町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

第14号議案 令和3年度豊能町教育基本指針（案）について

○各課からの事務連絡

開会 午後1時30分

【議長】

ただ今より会議を始めます。

ただ今の出席人員は6名であります。過半数に達していますので「令和2年度第10回豊能町教育委員会会議（2月定例会）」を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理のほうにお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

【議長】

本日は、審議事項2件を議題とさせていただきます。まずは「第13号議案

豊能町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【教育総務課】

「第 13 号議案 豊能町立小学校及び中学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の改正に準じ、豊能町立小学校及び中学校の教職員の業務量の適切な管理並びに教職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育委員会規則を新設するものでございます。

次の資料で規則本文をご覧ください。第 1 条では教職員の範囲、この規則の根拠となる国の指針を規定しております。

第 2 条といたしまして、教育委員会が行う教職員の業務の適切な管理や教職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について規定しております。

第 3 条でございますが、この規則のメインの条項でございますが、教職員の時間外在校時間の上限について規定しております。

第 1 項第 1 号でございますが、1 箇月について 45 時間、同項の第 2 号で 1 年について 360 時間を規定しております。

同条の第 2 項では、通常予見することのできない業務量の大幅な増加などを想定した場合の時間外在校時間の上限について規定しているものでございます。通常予見することができないというのは、あとでまた、国の指針の資料でも見ていただきますが、例えば、児童生徒等にかかる臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合などを想定しているものでございます。そのような場合に、規則本文裏面をめぐっていただければと思うのですが、第 1 号で 1 箇月について 100 時間未満と規定しております。

第 2 号では、1 年について 720 時間を上限とする規定を設けております。

第 3 号では時間外在校時間をした前の月ごとの平均時間、これが 1 箇月前、2 箇月前、3 箇月前、4 箇月前、5 箇月前とそれぞれ加えた期間において平均をした時間を示しておりますが、80 時間を上限とするという規定をしております。

第 4 号では、時間外在校時間が月 45 時間を経過した月が連続 6 箇月以内を上限とするという規定を設けております。

第 3 項ではその他必要事項について規定しているものでございます。

附則としてこの規則は公布の日から施行しているものでございます。

規則本文の説明は以上ですが、資料としてお付けしておりますが、次のページには関係法令の公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第 2 条第 2 項のほうで教職員の範囲を規定しているものでございます。

第 7 条では、今回の規則制定の根拠となる指針の規定をお付けしているものでございます。

次の資料をご覧ください。別添と上になっているものでございます。これは今回、先ほど法律の第 7 条で示している指針の概要資料でございます。表と裏の両面になって

おります。

この規定の表面の 1 枚目でございますが、業務を行う時間の時間外・在校時間の範囲や上限の考え方について書かれております。真ん中の程に、業務を行う時間の上限と書いてあるところがお伝えしているところでございます。基本的には在校時間、学校に入ってから学校を退校するまでの時間を在校時間と言っておりますが、通常の勤務時間がございますので所定の時間を除いた時間で時間外をどれだけしているかというところが今回の時間外の考え方でございますが、そこには加える時間と除く時間という考え方を示しております。

加える時間としましては①で校外において職務として行う研修、あとは児童生徒の引率等の職務に従事している時間をそれに加えたりとか、あるいは、今、コロナ禍でありますのでテレワークの時間も加えたりと。

除く時間としては、自己研鑽の時間、先生によっては学校に残っていわゆる勉強をされていることであろうかと思えます。そのような時間は除くと、あるいは休憩時間は除くということで、この差し引きが今回の規定している時間外・在校時間というような大きく考え方でございます。それが規定している資料でございます。

その下の上限時間は先ほど規定でお示しした時間が資料でも書かれているということでございます。

次に、その資料の裏面を見ていただきたいと思いますが、今回、教育職員のサービスを監督する教育委員らが構すべき措置というところが規定されております。

その中の(1)一番上のところですが、この指針を参考にしながら教育委員会規則において定めてくださいという形で指針に謳われております。それに基づいて、今回規則制定をするということでございます。

(2)では時間の管理方法、これについて規定しております。現在、本町ではタイムカードで時間を記録したりしておるのですが、在校時間がいくらなのかについては定期的な調査は今のところは学校にも業務量の負担になるので、管理職の負担になります。そこまではできておりません。ですが、年 1 回、一月あたりという形で平均を調査しております。その調査結果ですが、大体今年はコロナ禍なのでなかなか平常の業務には測りにくいのですけれども、9月に一回調査をさせていただきました。その結果ですが、概ね小学校については一日平均で 2 時間弱。これは中学校も同じ 1 時間、50 分台ですね。小中両方ともそういう形で調査結果は出ております。平時一月 45 時間という線が示されておるのですが、平日 20 日と割ると 1 日当たり大体 2 時間半ぐらいの比率になるという形で考えられるかなと思えますので、本町の場合 2 時間弱という形になっておりますので、大きく見ればある程度収まって、先生個々いらっしゃいますので早く帰る方も居れば遅い方もいらっしゃいますという状況はありますが、月 80 時間を超えていらっしゃる時間も何人かいらっしゃいました。管理職が多いのかを聞いていたのですが、その辺はまた校長先生に聞き取りをして、常に遅い先生の方については聞き取りを校長とかでしながらそのあたりの指導と、あるいは状況でも把握していきたいと思っております。

把握方法も IC カードを使ってということが指針では謳われておるのですが、今回、学校現場をおろすと、そのあたりのルールづくりがありますので、その辺は校長会等

で諮って、もう少し管理を負担なく正確にできるような方法を検討していきたいとは思っております。

あと(4)のところではいわゆる医師による健康管理という視点もありますので、健康指導というところも謳われております。

本町では町長部局とか教育委員会もそうですけれども、月一回メンタルヘルスという時間を設けております。毎月この日のこの時間に何か相談事があれば医療機関に連絡してくださいという電話相談を開設しております。あまり実績は今ないのですけれども、一応そういうことも周知をして何かあればというところの対応はしております。

校長先生は日々見ておられますので、また、校長先生からもしんどい先生のことについては情報が上がったりしておりますので、そのあたりは相談をしながら対応するという形にしております。

(5)でいわゆる在校時間の長時間を防ぐための業務の見直しや環境整備をなささいというのが(5)で規定されております。

本町の場合、これまで教職員の負担軽減のためにノークラブデーの実施、これは平日一日は休みましょう、土日のどちらかはクラブを休みましょうということで、平成30年11月にガイドラインを作って学校のほうにお示しをしております。現在、それに基づいてクラブ活動をやられていると思っております。一日の活動時間も大体平日では2時間、休日でしたら3時間以内を目途にということで取り組まれていると思いません。

あとは夏休みの学校閉庁日。これも平成30年度から試行として、翌年度からは本格実施ということで8月の13、14、15日はお休みしましょうと。これは年休消化の促進もあるのですが、夏季休暇等の促進も兼ねておるのですが、そういう形で学校を基本的には閉めましょうということでしております。

あと留守番電話の導入も、これも取り組んでおまして、昨年度から順次導入して、今年度から一応一斉導入という形で基本は午後6時から翌日の8時ごろにかけては留守番電話に切り替えて負担軽減を図りましょうということで取り組んでおります。

あと、校務事務の支援システム。これも平成30年度に予算化をして順次稼働していると思っておりますが、そこで、成績表や指導要録の共通化等でありましてとか出欠管理の電子化と確認の作業等を軽減して様式の共通化でありますとかで同じ記載を何回も手書きですることのないように教職員の負担を図っているところでございます。

最後に、今回の規則ですが、どこも同じような市町村の規則制定をしております。

参考に最後のページには、池田市の規則の例を付けております。基本的にはほぼ一緒でございます。国も同様の資料を示しており、池田も豊中も能勢町も制定しております。本町の場合、規定するのが今の時期になってしまって申し訳ないのですが、そういうことでございます。

この規則は教員に対してですが、学校の事務は協定で時間外の同様についての協定を結んでおるということでございます。

【議長】

第13号議案の説明が終わりました。学校におけます働き方改革の推進のため、国の

ほうからこれらの先生方の勤務の様子につきましては、この間ずっと調査が行われてきたところでございます。

そういうことに基づきまして、教育活動を進めていただく。そのためには特別措置法の改正が行われて、そして勤務時間の上限等が示されたと。

また、そのことにつきまして本町での具体的なこれまでの取組につきましても、今、入江課長のほうから併せて説明を行ったところでございます。

ご質問等ございましたら出していただきたいと思います。

【委員】

留守電になってしばらく経つかなと思うのですけれども、どれぐらい夜の問い合わせというか、苦情も入ってきているのでしょうか。

【教育総務課】

件数的なものは調べておりません。留守番電話を導入して受けた苦情もございません。比較的スムーズに導入しております。もう少し保護者から直接教育委員会にお問い合わせとか苦情があるのかと思っていたのですけれども、本町が先駆けてしているわけではなく、もうすでに近隣では導入されております。能勢町もそうですし、池田市も豊中市も箕面市もされていたということで、うちはどちらかといったら遅い取組に近かったのかなと思っております。かえって私ら教育委員会事務局からの電話がかからないのが非常につらうございますが、それも働き方改革の一例なので、そういう形で対応しておりますので、導入については問題なくスムーズにいつているかなど。保護者も理解していただいているということで考えています。

【委員】

とても安心できました。町の方々もおそらく協力体制で出来ているのだなと感じます。

実際、残業時間の調査のほうなのですけれども、チラッと 80 時間を超えている方もいらっしゃるということなのですけれども、結構ばらつきが気になっていて、早く帰る方は多分ゼロという方がいるかどうか分からないのですけれども、それに近い方がいらっしゃる中で、やはり 2 時間弱とか、すごい時間働いていただいている方もいらっしゃるのです、平均取ると多分そうなのですけれども、例えば、月 80 時間超えた方が、次の月に別の方がそうなら良いのですけれども、同じ人が続いていくと、非常に心配だなと思う。

【教育総務課】

ご指摘のとおりで同じ、これは働き癖というところもあるかもしれませんが、学校ヒアリングも年に 3 回ほど教育委員会事務局で各校長先生聞き取りをしております。

話に聞きますと、やはり偏りがあるようです。早く帰る方は早く帰る、遅い方は常に遅いといったら語弊ありますけど、そういう形で聞いております。

その方に対して指導なり状況を見ていただいて、それは本当に心身の負担になるの

かどうかというところが多分ポイントだと思いますので、その辺は校長を通じて状況を聞いて対応していきたいと思っておりますが、その辺はそういう情報も指導系のほうからも入ってきたりする場合がございますので、どこも教員数が少のうございますので、校長先生もよく見ていただいていると思っておりますので、そういう形で個別対応していきたいと思っております。

本当は毎月したいのですけれども、これも管理職の負担になるのでもう少し集計作業の自動化といいますか、ただ、出張であったり、いわゆる本当の自己研さん時間を引かないなりません。そういうものをもう少し引くと、もう少し時間が減るのかなと思うのですけれど、その作業を教職員の方にお願ひしないと本当の在校時間、時間外在校時間は出てこないのかなと思っております。それは学校と調整しながら、先生自体の作業もひよっしたらあると思っておりますので、その辺ご理解得ながら進めていきたいと思っております。

【委員】

やはり心身に来ることが心配で、長く働いても仕事が好きで全然気にならないという方もいらっしゃると思うのですね。そういう方は全然良いと思うのですけれども、本当に 8 時間とか規定の時間よりも少なくしないとダメな方とかも居るのではないかなと思っていて、やはり健康管理の面で早めに手を打って、「もうそんなに働いたらダメだよ」というのを少し個人ベースで見極めていけるようになればなと思います。

さっきも大分難しいというお話されていたのですけれども、その辺が今後全国的だと思いますけれど、その辺が課題かなと思っております。

【委員】

上限を設けるというのは分かるのですけれども、上限を超えたからというときには先ほどの資料の 5 番目のところで環境、業務の適正化を検討するという、それだけで良いのですかね。

普通、残業時間がすごくオーバーしている場合には、もっと何かしら強制力のあるような取組があるのではないのでしょうか。

それともう一つ、学校の事務職員はこれとは別で協定を結んでいるというお話ですが、それはやはり先生は教えるというそういう仕事に対してまた特別な観点からこういう決まりを作るといふことでしょうか。

【教育総務課】

一つ目の超過している時間外が多い方が出ている場合の対応なのですが、確かにそういう状態が続くと、例えば、校務分掌見直しでありますとか、その先生の担っているフォローの体制でありますとか、そのあたりが校長先生を通じて、もしそういう状況が特定の方で出ているのであれば検討していく必要もあると思っております。

その時間で仕事をやめて帰るといふ形、それもある程度一定強制を受け入れないといけない場合も出てくるかとは思っておりますけれども、その仕事が上手く回らないとこれまたその分が負担として残ってしまう。例えば、他の先生に負担がかかったり、その

辺もあろうかと思っておりますので、そこは学校長等と協議をしながら個々の事情に応じて有効な対策を図っていく必要があるのかなとも思っております。

二つ目の学校事務につきましては、まず、教員はなぜこういう形になるかという、教職員は時間外手当がございません。その代わりに、教職調整手当というのが一定保証されているのですけれど、こういう指針を作って在校時間の縮減といいますか抑制を図る形に教員を対象とした指針を設けているところです。

学校事務は、私たち行政職と同様に時間外もありますし、その分は教員の法律とは違うところになりますので、一定協定を結んで規定をして契約をするというような形に近いものでしなさいと。これはうちだけじゃなくて全国的にそういう形になっておりますので、学校事務の分については学校長と事務職の間で協定を結ぶという形で対応しているというところでございます。

【議長】

他にございませんか。

それでは、質疑のほうを終結したいと思います。

採決を行います。ただいま説明のありました「第 13 号議案 豊能町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

＝挙手全員＝

【議長】

挙手全員であります。よって第 13 号議案は「可決」されました。

続きまして、「第 14 号議案 令和 3 年度豊能町教育基本指針(案)について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【義務教育課】

「第 14 号議案 令和 3 年度豊能町教育基本指針について」でございます。

提案理由は、令和 3 年度における豊能町教育委員会の取組の指針を定め、各保育所、幼稚園、こども園、小中学校に周知し、取組を推進するためでございます。昨年度、令和 2 年度の教育基本指針より大きく変更のあった箇所を中心に説明させていただきます。

まず 2 ページ目をご覧ください。はじめにのところで「未来を拓く教育」を目指してとあります。ここのは、今年の教育総合会議において令和 8 年 4 月に東西それぞれに施設一体型の義務教育学校に再編・統合することが決まりましたので、その旨を加えております。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。「豊能町保幼小中一貫教育グランドデザイン」のところですが、先ほど申しました義務教育学校を設け、地域と共にある学校づくりを進めること、西地区の保育所及び幼稚園の再編を検討していくことを加えました。

続きまして 4 ページ目、「令和 3 年度重点目標」のところをご覧ください。こののと

ころでは、一番頭のところに特別重点新型コロナウイルス感染症に係る対応を加えております。これにつきましては、大阪府教育庁から作成されております市町村教育委員会に対する指導・助言事項についてという項目で新たに設けられまして、重点的に取り組んでいくよう記載されていますので、その分を本町においても今回の教育基本指針の6ページ目にその旨盛り込んでおります。

6ページ目をご覧ください。特別重点項目としまして、全部で4項目コロナ対策に対してのことを記載させていただいております。

続きまして、7ページ目をご覧ください。「保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み」としまして、細かいことを書いております。その項目で目標6のところに、グランドデザインでも記載はしていますように豊かな自然と豊かな人材を生かし、豊能町に誇りを持つ子どもたちを育むために豊能町の自然や歴史を素材とした「とよの未来科」の創設に向けた内容を記載しております。

続きまして、8ページをご覧ください。中段の所に「学校の再編に向けた取組み」というところがございます。ここの部分は大幅に変えています。昨年度は東西両地区に学校運営協議会の準備会設立に向けた記載がありました。

今年度につきましては、準備会の設立ができましたので、(3)のところにつきましては、義務教育学校開校に向けた取組と具体的な内容のタイトルにしております。

準備会としては色々なことを行っていきますので、その詳細を少し掲げさせていただいております。

下の(4)保幼小中連携の強化という項目に変えまして、特色ある教育活動や学校園所間での交流について今後進めていきますという文言を記載させていただいております。

続きまして、15ページをご覧ください。中段、5「小中学校の教育力の充実」というところで、学習指導要領が平成29、30年度に改定されまして、それに基づいて学習指導の充実や学習評価の改善をやっていくことの内容を記載させていただいております。

続きまして、17ページをご覧ください。下段のほうになります(4)「外国語(英語)教育の充実」の項目ですが、新学習指導要領に外国語が小学校の教科や教育活動へと広がっていることから、小学校段階でも外国語(英語)の基礎的な力を養うような内容の記載をさせていただいております。

続きまして25ページ目をご覧ください。上段(20)「自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み」というタイトルになっております。昨年度の基本指針では危機管理体制の充実となっておりますが、東日本大震災とか大阪北部地震によって地震や自然災害の猛威が続いていることから、大阪府教育庁の指導助言事項にも提示されておるのですけれども、自然災害に備えたというふうに特化した形での備えをしていくと、防災教育も取り組んでいくというタイトルに変わっております。内容は昨年度の分とほぼ一緒です。

続きまして、26ページから27ページにかけましてのところでは、12「地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援」というところでは、学校運営協議会の準備会が設立されましたので、その後、学校運営協議会の設立に向けて学校、家庭、地域が連携共同していくことの必要性や、こういったことを取り組んでいったら良いかということなどを少し細かく記載させていただいております。

戻りまして9ページから13ページまでの「乳幼児期の保育・教育の推進」、13ページから15ページまでの「子育て支援・児童虐待防止の取組み」、28ページから31ページまでの「生涯学習に関わる関連項目について」は文言の修正とか整理を行いました。内容的には大幅に変更点はございません。継続した取組を来年度も推進してまいりたいと思っております。

最後に、昨年度同様、「豊能町教育大綱」と「豊能町いじめ防止基本方針」を最終ページに追加しまして、豊能町教育基本指針としてまとめたいと考えております。

【議長】

令和3年度の豊能町教育基本指針。このことにつきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたらお出してください。

【委員】

まず2ページの下から3行目に地域、保護者、教職員、行政みんなだとあるのですが、その次の3ページには行政が無くなっているのです。2ページで行政といているのは町長部局のことを想定して書いているのでしょうか。グランドデザインは進め方として行政もあったほうが良いし、あと他にみんなでというところがあったのですが、7ページにも地域、保護者、教職員みんなというのがあるのですが、どうでしょうか。

【義務教育課】

申し訳ありません、確かに漏れております。ただ行政といいましても、教育行政である我々もそうですし、町長部局もみんなでというのは基本ありますので、それ以外に地域の方々とか保護者の方、学校も一緒に取り組んでいきたいという旨で書かせていただいております。

文言は合わせておいたほうが良いと思いますので、そこは修正させていただきます。ありがとうございます。

【委員】

4ページの6番目、障害のある子どもの自立支援というところなのですが、障害のある子どもというときには「害」という漢字を使わないでひらがなで書いているように思うのですが、それも統一していただけたらそのほうが配慮があるかと思えます。

【委員】

漢字の「害」ではなくて、ひらがなで「がい」。

【議長】

そうですね。

【委員】

それと同じように 11 ページの 4 番のところも障がいというのが全部漢字になっているので。

【こども未来部長】

豊能町の障害（がい）の字の使い方ですけれど、大阪府と一緒に漢字の害を使うというふうに統一されております。今回もそれにならって漢字の害ということで記載させていただいておるといことです。

【委員】

4 ページの 3 番目はひらがなになっている。大阪市町村教育委員会に対する資料助言事項のところは 2 番目の項目でひらがなになっています。

【義務教育課】

大阪府のほうは、障害（がい）者というのはひらがなの「がい」になっているのは確かです。

豊能町としましては、以前福祉のほうでその議論がありました。漢字のままで行くのかひらがなに変えるのかと。

ただ、法令を見ますと、害は漢字のままに残っています。今の段階では両方使われているのが一般的な流れになっています。

豊能町としては、それは配慮も必要ですけれども、単語としての言葉は先ほど部長が言いましたように、漢字の害を使うということで統一されています。ですので、それを継承してやっているのですが、すみません、ミスです。ばらつきがあるのは申し訳ございません。どちらかに統一はしないといけません、その辺も教育委員の皆さんでどちらの方向が優しい感じになるかとか、そういうのもお話していただけたらありがたいなと思っております。

【委員】

国の使い方と大阪府の使い方と違うというのもありますよね。子供（ども）の供も大阪はひらがなで使っている。多分大阪の教育は人権教育を大事にしてきたからだと思いますので、障害の害も多分害という字の響きがありますから、僕個人としてはひらがなに統一されたほうが良いように思います。

【義務教育課】

先ほどは教育委員さんのご意見をお聴かせくださいと言いましたけれども、文書として発出する町の機関ですので、少し調整させてください。

【委員】

7 ページのところ目標 4 が無くなっているのですが、これはもう去年と比べて無くして良いということなのではないでしょうか。無くした場合には、番号は 4 番は欠番で良いの

でしょうか。

【義務教育課】

すみません、以前あった 4 項目目は違うところと合わせまして欠落しています。本来であれば番号をちゃんと繰上するなりして調整しないといけないところですので、ミスです。申し訳ありません。

【委員】

同じ文章があるのですけれども、13 ページの 1 の①の下に共に活動する喜びを感じ取る子どもと、3 番の下にも同じ文章があるのですけれど、これは繰り返してよろしいのでしょうか。

【義務教育課】

申し訳ありません。3 番の文言が上のところにも誤植されています。申し訳ありません。削除いたします。

【委員】

20 ページの目標 44 の性的マイノリティーに対する配慮、相談体制というところがあるのですけれども、中学校の制服についても配慮してほしいなという意見です。

【義務教育課】

もうすでに両中学校のほうで制服の配慮はしております。女子の生徒で、スカートはちょっとという子どもさんはズボンをはいて登校している子どもさんもいらっしゃいます。その部分は、配慮はできておると思っておりますので、そこまで詳しくは書いていなかったのですけれども、それはきちんと考えております。

【委員】

24 ページの部活動のあり方なのですけれども、目標 71 で運動部活動のあり方に関する方針とあるのですけれども、運動部だけではなくて、文化部も含めた全クラブ活動についてのあり方についてのガイドラインを以前検討したと思うのですけれども、吹奏楽部とかも考えたら、やはり運動部だけに限定しないですべての部活動について考えておいたほうが良いのではないのでしょうか。すみません、文化活動も入ったガイドラインを検討したと思うのですけれども。

【委員】

23 ページのノークラブデーとか、ここの部活動と 72 にはクラブ活動とあるので、これも少し統一しておいたほうが分かり良いかと思います。

【義務教育課】

はい。

【委員】

25 ページの「自然災害と」というふうに危機管理から変えられているのですけれども、目標 81 については自然災害の場合だけではなくて、全般に個人情報の取扱いについて適切にするということですね。これから ICT 教育とかを進めるに当たっては、サイバー攻撃とかも考えておかないといけないと思いますので、そういうふうにとってよろしいのでしょうか。

【義務教育課】

ありがとうございます。確かにそうですね。今後、情報機器を学校の中で学習活動で使う上では、そういったものの取り扱いもということになっております。

昨年度の分につきましては危機管理という名称でしたので、災害だけではなく情報機器を取り扱う、あるいは学校内で使う個人情報等の情報管理もしなさいという項目でしたので、その中で、特に自然災害をクローズアップしているのが今回の項目になっていますので、その部分もしっかりと守ったりとか体制を整えるようにしていきたいと思います。

【委員】

27 ページの最後の目標なのですけれども、これも目標の番号が一つずつずれているのと、一番最後の文章が目標 93 と同じなのですけれども、ここもあえて地域学校共同本部というところを強調するために同じことを繰り返していると考えてよろしいのでしょうか。

【義務教育課長】

たびたび申し訳ありません。これは誤植です。ありがとうございます。

【委員】

20 ページのいじめ・暴力行為の問題行動のことなのですが、目標 47 学期に一回のアンケート調査やスクリーニングシートというのが今年度、昨年と比べて少し増えているなと思い、それがどういったものか少し分からないので教えていただけたらと思います。

【義務教育課】

スクリーニングシートとは、1 枚のシートになっているのですけれども、質問項目が何項かありまして、その項目についてチェックをすべて入れていくというものです。

例えば、家庭的な配慮の要るお子さんであるとか、あと具体的に言いましたら学習面で何かサポートが要ることが必要なお子さんであるとか、それをチェックしていくという。すべてのお子さんをスクリーニングしていくというようなもので、たくさんの人の目で子どもたちを見ていきたいと思いますというものです。

【委員】

子ども一人ひとりに対してシートがあり、それを複数の人数でチェックをするという形ですね。

【義務教育課】

おそらく一つの学年団の中で、複数の先生で子どもたちを見ていくというふうになっています。

【委員】

それが今年度ここに入ってきたということは新しくそれが導入されたという理解でいいですか。

【義務教育課】

数年前から取組が始まっておりませんが、全町上げてこれを全児童で行っていくというふうに進めています。

【委員】

地域と学校のことで私の認識が甘くてお尋ねになるのですけれども、例えば、26 ページの目標 93、先ほどの地域学校共同本部の設置を検討、実施することとあるのですが、8 ページとかには目標 11 に地域と共にある学校と学校支援地域本部の連携を進めることというので「地域本部」という名前が出てくるのですけれども、そのあたりの違いが実際、今あるのかというあたりと、目標 11 から言うと、地域支援地域本部があり、26 ページの書き方で行くとその設置自体を検討するとなっているのですが、昨年度の資料では地域学校共同本部との連携を検討することとなっていたのです。

そのあたりの実態、私もこれから学校を地域等につくっていききたいということで、そのあたりは住民がそれを担っているのか、教育委員会としてやるとか、そういった違いなりを簡単に教えていただけたらありがたいのですけれども。

【義務教育課】

申し訳ありません、文言がややこしいのですが、簡単に言いますと、26 ページにある「地域学校共同本部」というのは、もうすでにある制度の形のものです。各学校に地域支援コーディネーターという方がいらっしゃって、その方を中心に学校での活動を支援していただく地域の方々を集めて活動している部分。その分について、大阪府のほうから言われている活動の名称です。そういうものを立ち上げてやっていきなさいよと。うちの場合は、そういう名前ではやっていませんので分かりづらいと思います。

8 ページのほうにあります「学校支援地域本部」というのは今後、学校運営協議会ができた後、今言っています地域学校共同本部を形を変えて学校支援地域本部という形態でほかの自治体さんとかで、もう学校運営協議会を設置して行っているところはそういう名称でやられています。ですので、うちとしてはまだどちらかに統一してい

れたほうがいいかなという話しは事務局内ではしているのですが、名前が今現在は 2 つある状況で比較検討をしている状況です。ゆくゆくは整理していきたいと思っています。中身的にはほぼ今と同じです。核になる地域の方に入っていて、その方を窓口にして地域の色々な団体や活動をされる方々とつながって学校を盛り上げていていただきたいなと思っております。

【委員】

少し細かいこと申しますのですけれども、ざっと見させていただいておまして、11 ページの 4 番の障がいのある子どもに対するきめ細かな対応についてのところなのですが、その下の障がいのある子どもの教育は集団の中で生活することを通して全体的な「全体的な」を 2 回繰り返しておられるのですが、ここもやはりミスですか。少しそこがまず気になりまして申し訳ございません。

それから次、13 ページの 1 番下の 8 番の子育て支援のところの括弧の 1 番最後ですが、子育て支援の充実を図る取組を推進する必要である。ここを推進する必要があるのではないかと。少しそのところ気になりまして。

それから、これもまた 14 ページなのですが、10 番の児童虐待防止の取組についての括弧の中なのですが、保護者の養育を支援することは特に必要と認められる児童、もしくは保護者に看護させることが不適切であると認められる児童と思われるものと日常的に接する機会において、この文面が私これで通じるかなとそういう気持ちがありましたので、いかがですか。そこが気になりましたので少し述べさせていただきました。

【義務教育課】

申し訳ありません、回りくどい文章になっています。これの出典元と比較しまして、もう少し分かりやすい表現になるようであればそういうふうにさせていただきたいと思います。保護者に看護させると何か問題を起こしそうな子どもさん達を救護しましょうということの表現なのですが、それが順を追って適切な言葉でしますとこのような表現になってしまったと思われまので、もう一度調べさせてください。

【委員】

言ったか言っていないかもう分からなくなってしまったのですが、25 ページの 1 番上の四角の中の 1 番下の行、学校の組織体制を整えておくですかね。何か漢字とか違います。はい、すみません今のいっぱいの中で言ったらすみません。言ってなかったような気がしました。

それと、戻りますけど、すみません 7 ページの目標 1 ですね。これ去年も一緒なのですが、9 年間 15 年間をつなぐ教育の推進とありますけど、この上の四角では 15 年間をつなぐ。8 ページの右下の四角でも 15 年間ということで 9 年間と分けているのですが、これはあえて分けているのかなというところが少し気になりまして、中を見ますと 16 ページには 9 年間という小中のお話しになっているので書いています。ただ、この 7 ページのところには何か少し違和感がある。15 年間つなぐってもう言ってし

まったらいいのではないかなと思ったのですが、その辺いかがですか。どうしても消せという意味ではないのですが、分けている意図を教えてください。

【義務教育課】

9年間と15年間を分けているということにつきましては、まず小学校・中学校の義務教育の中での学習というそのカリキュラム上のものと言えますと、一貫カリキュラムを作成することができます。町としては、保幼小中一貫教育を推進していますので、保幼と小学校を接続するというその保幼小接続カリキュラムの検討も進めていますので、あえてそこで2つという意味で分けて表記させていただいております。

【委員】

豊能町で自分の子どもを小学校・中学校過ごさせていただいて豊能町の先生方の優しさとか温かさとか、そういうのをぜひ先生方の中で引き継いでいただけたらなと思っているのですが、21ページの教職員の資質向上の目標53という少人数化が進む中、学校に応じた指導や1人1人の力量を高めることという中に、そういうやはり先生方同士が関わり合うことによってそういう優しさ・温かさを引き継いでいただけたらなと思っているのですが、その先ほどの議案にもありましたように先生方のその負担の軽減という点において、その現在学習支援員とかスクールサポーターとかがあるかと思うのですが、例えば勤務時間外の仕事を軽減するために丸付けであるとか、そういうことを例えば先生方がこれはお願いしますと。その間に、その先生はほかの先生と子どもの指導について話し合いますというようなそういう支援員さんとかのシステムがあるのかということについて教えてください。

【義務教育課】

確かにコロナの関係で先生方は、通常の仕事以外の業務を担っておられて大変な思いをされているというのは聞いております。国のほうも令和2年度については、そういう支援のできる人を付けるのであれば補助金を付けますよということで、本町としてもそれに手を挙げて学習支援サポーターという名称でさせていただいております。それについては、学校の授業の支援もできますし、学校によっては登下校の見守りや体調管理、それからクラスの消毒の作業のお手伝いもしてもらっていると聞いております。

来年度につきましては、国の同行や大阪府からのそういう補助がありますという通知はいただいているのですが、具体的にいつからそういう申請をすると補助がもらえるかというのはまだ来ておりません。

ですので、うちとしましてもそれは注視しながら文章を今見ているところで、それが来た場合には申請をしてまた学校のほうにそういう方々が入れるような措置は取りたいと思っております。

【委員】

コロナ禍においてそういう国からの補助があるかと思うのですが、こういう働き

方改革とかという点で、将来的に向上的にその先生方の事務的な作業を手伝うって、その教員免許がなくてもそういうこと分かってくださる方とかが必要になるのかなと思うのですが、そういうシステムがあればいいなと思っています。よろしくお願いします。

【義務教育課】

実は、新任教員の方の指導をする学力向上指導員という方は、校長のOBさんとかにお願いしてもう少ない時間ですけども来ていただいて指導していただいています。また、学力に少し心配な子どもさんの支援として学校等支援指導員と言いまして、教員免許を持っておられる方で一度は教職につきましたが、今はついていないという方。地域の方々にたくさんいらっしゃいます。そういう方をお願いして、毎日ではないのですが、週1回とか入って見ていただくという制度は若干ですがありまして、それを各学校が十分ではないのですが、必要な時にそういうのを活用してやっていただいています。ただ、坂口委員がおっしゃるように向上的にとまではいきませんので、今後それは教育総務課のほうと相談しながら考えていきたいと思っています。

【委員】

学校現場に応援に来てくれる色々な方々のスタイルで、例えば、その先生が少し考えていたのは豊能学キャリア教育の説明会の時にすごい資料が作られていて、これを見てたら0歳から15歳までの豊能学という言い方で銘打ってやろうとされているのが住民に伝えられているのだなというのがすごいなと思ったのですが、こういう時に補助というか、ご自身が持っているキャリアを教えに来てくれる、そういう方が学校に入られるということがこれからどんどん必要なのかな、そういうことがあったらありがたいのかなと思いますので、そういう方の位置付けも含めて、ただ今年なんかはそのコロナの対応でお掃除に来てくださいとかも含めてありますでしょう。本来のそういう保幼小中の15年間の教育進めていくのに、必要なそういう人を地域で見つけるみたいな作業がこれからいような気がするのですが、そういう方への報酬とかボランティアではやはりアレかなと思うので、そんなことも含めてあったらいいかなとふと今思ったのです。今日、こういうのはもっと進めてくださいというのほどこかで言おうと思っていたので、そういうことと併せてお願いしたいです。

【義務教育課】

豊能未来科を進めていくためには、地域の方々に色々な豊能町の素材や歴史を各子ども達に教えていっていただきますので、その辺についてはどういう仕組みで学校に入っていただくか、また学校側もそういう講師となっただけのゲストティーチャーという形で今もされているのですが、それをもう少しシステム化といいますか、入りやすいような環境なり、状況を作って、その方にもいくらかの報酬をお渡しできるような予算化も含めて、今後検討していきたいなと思います。

【議長】

そうしましたらだいぶ時間が過ぎてまいりましたが、この辺りでご意見あるいはご質問等閉じさせていただいてよろしいですか。たくさんご指摘等いただきまして、修正をする箇所がたくさん出てまいりました。ただ、大きな内容の変更等はないように思ったのですが、よろしいですか。はい。それでは一応ご指摘いただいたところは修正をして、またお配りさせていただきますが、基本的にこの基本方針案につきまして、採決を採らせていただきます。

ただ今の説明のございました「第 14 号議案令和 3 年度豊能町教育基本指針案」につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

＝挙手全員＝

【議長】

挙手全員であります。よって第 14 号議案は可決されました。

なお、ご指摘いただいた点につきましては、修正等させていただきますのでご了承をお願いいたします。

次に、前回会議以降の各課の報告に入りたいと思います。事務局より順次報告をお願いします。

【こども未来部長】

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置
- ・ 3 月議会の報告

【教育総務課】

- ・ 市町村教育委員会会議のオンライン協議会の研究会の報告

【義務教育課】

- ・ 小中学校の卒業式、入学式の日程
- ・ 学校運営協議会準備会の研修会の報告

【こども育成課】

- ・ 3 所園の終業式等の報告

【生涯学習課】

- ・ 所管施設の新片コロナウイルス感染症対策
- ・ イベント中止実係る前売りチケットの返金状況

【議長】

各課から報告に対し、ご質問等はございませんか。
よろしいですか。

私のほうから何点かご報告をさせていただきます。

・「学校運営協議会設立準備委員会の研修会（WEB 開催）」の報告

【委員】

学校給食に新鮮野菜を入れたら病気が減ったと。そういうふうな具体なお話を入れながら、給食って僕の知る限りでは日本の給食はとても素晴らしく、アメリカなんかは逆に給食制度がないから、今、日本の真似をしようとしているように思うのですが、イギリスの紹介で給食を品川区でも大事にしているというお話がありました。

豊能町の給食も地元野菜を使ったり、しっかりとされているので、「このお話はみんなに言うたらいいな」ってすごく思ったのが印象的でした。

吉中校区と東能勢中学校区と、町の目指す子ども像とかが色々と論議をされる中で、やはり皆が共通して持てる教育目標とか、目指す子ども像とかを早く作っていただけるといいなというのを感じさせてくれる講演であったと思いました。

【議長】

約 90 分間にお話をそれぞれ頂いたのですけれども、色々なところで具体的取組を入れながらアドバイスされているので、本当にわかりやすいお話だったと思います。具体例をいっぱい入れてお話をいただきました。

その内容等につきましては、Zoom の機械の調子で 3 回、4 回途中で途切れてまた再入力をしていただくというようなこともあったのですけれども、できるだけそういうことが今後ないように、また色々な手続き等も踏まえてまいりたいと思ったところです。

初田先生につきましては、ずっとこれまでご紹介をさせていただいておりますように、京都市のほうで長年小中一貫教育を“京都市でどう進めるか”ということに取り組んで来られて、それでその後、東山開晴館の校長として 6 年間お勤めになったと。私も 4 度 5 度と東山開晴館のほうに寄せていただいて、色々なお話、あるいは子ども達の様子も見せていただきましたが、本にまとめておられます。大変わかりやすい内容の本になっていると思いますので、また委員さんのほうご一読をいただけたらと思います。

それから、小松先生につきましては、これはイギリスの教育につきまして、造詣が大変深い、国立教育研究所のほうで長年研究を進めて来られております。小中一貫教育につきましては、全国で初めて開校しました、東京の品川区の日野学園のアドバイザーをなさっております、当時平成 18 年 7 月 29 日 30 日に「全国サミット」が日野学園で開催されました時に、講演の一コマを持たれたということで、4・3・2 制につきましては、これは小松先生が提唱されて、それが全国に広がっていったということで、この「第 1 回 全国サミット」につきましては、全国から約 2000 人の先生方、教育関係者が集まってお話を聞かせていただいたり、そのハード面、あるいはソフト面のことをお聞きしましたが、そのことにも深く関わっておられました。

研修会の前日来られましたので、3 時間余り小松先生から色々なお話を聞かせていただき、とりわけ、給食のことにつきましてもお尋ねをさせていただきました。東京都の足立区のほうで、やはり残渣が多いということで、どうしたらいいかみんなで考

えて、そして一流のシェフにメニューを考えていただいたと。そのことは本にもなっているようで、今度また持参いただくというようなこともお聞きをし、やはり色々な方法で子ども達の「食」のことについては、我々もそのヒントをたくさん頂いたところでございます。

この収録しました内容等につきましては、町のパソコンハードの中に保存してあるそうですので、見ていただくことは可能なのですが、外へ持ち出すことがなかなか難しいということで、もし講演の中身を見たいというようなお声がありましたら、ご相談をいただけたらと思います。

時間がもうありませんが、もう 1 点。お配りをしております、このオンラインの協議会のことにつきまして、先ほど教育総務課からお話がありました。実は 2 月 17 日は、ここにお示しをしておりますように、例年は全国を東地区・西地区 2 つに分けて、それで当番の県が中心となって会場で協議会が開かれておりました。

ところが、今回はコロナ禍への対応ということで、オンラインで全国の教育委員会をつないで 4 つのテーマ・4 つの分科会に分かれて、全国で 1700 余りあるのですが、約半数の教育委員会の教育長なり教育委員さんが参加して今回は行われました。1 回目は 11 月 17 日に、2 回目は 12 月 23 日に、そして豊能町も参加をさせていただいたのが 2 月 17 日でございます。先日でございます。それで、色々な情報交換ができたというようなこと。

例えば、地域とともにある学校づくりの第 3 分科会におきましては、例えば放課後ですとか、あるいは土曜日に公営塾、町とか街がお金を出して、子ども達の色々な放課後の活動、あるいは土日の活動の支援をします。そして、地域の方々や、あるいは学生さんなりが入っていただいて支援をするというような活動がやはりどこも色々な形で取り組んでおられるということがよく分かりました。

長期休業中もそういうふうなことを開催して、成果を上げられているというようなことがそれぞれの教育委員会の委員さんから報告がございました。

そういうような報告があったことについて、それぞれまた色々質問をしたいことですか、“ここ教えてほしい”とか、“ここどうなってる”というような協議が、90 分の間に行われたと。私もその司会進行役をさせていただいたのですが、本当に全国、北海道から沖縄までありますけれども、それをつないで大変勉強をさせていただいたと。1 つの分科会には大体 20 ぐらいのグループ(5 人 1 グループ)。5 つの町で 1 グループで、Zoom でそれぞれの顔が出て、それで発言をしていくと。報告をしていくという形が取られています。

初年度でしたので、来年度以降もああいう形は取られると思いますので、ぜひ教育委員さん方、それぞれのテーマが事前に示されますので、それはみんなで報告内容を考えて、そして全国の色々な委員さんと意見交換なり情報交換をしていただけたらいいのではないかなというように感じたところでございます。

以上、オンラインでの教育委員会、全国の協議会の内容につきまして、私のほうから報告をさせていただきました。どうかよろしく願いをいたします。

それから、あと 1 点は少しお話をさせていただきましたが、色々な大学で色々な取組が進んでおります。豊能地区としましても、豊能教職員人事権が移譲をされまして、

色々な大学と連携協定を結んでおりますが、豊能町の町としても色々な大学(大阪大学、大阪成蹊大学、武庫川女子大学)ですとか、そういうところと連携協定をして、学生さんの派遣をしていただいたり、一緒に研究を進めたりしておりますが、教育委員会としましても、そういう連携協定を色々な形でスーパーバイザーとして入っていただいたり、あるいはスクールサポーターとして学生さんへ入っていただいたり、というようなことを考えてまいりたいというように思っております。今、水面下でそういうお話をさせていただいておりますので、3月には成案として、また教育委員会会議のほうにお諮りをしたいと思っておりますので、そのことにつきましても少しお話をさせていただきます。

【議長】

それでは、これを持ちまして、令和2年度第10回教育委員会会議(2月定例会)を閉会させていただきます。

閉会 午後3時08分

以上、会議の次第を記し、これを称するためにここに署名する。